都道府県医師会長 殿

日本医師会長中川俊男(公印省略)

使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正等について

令和3年2月17日付け厚生労働省告示第45号をもって薬価基準等が改正され、同年2月18日より適用されること等が示されました。

今回の主な改正は、医薬品医療機器等法の規定に基づき承認を得た新医薬品(2成分21品目)が薬価基準に収載されたものであります。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。なお、本件につきましては、日本医師会雑誌1月号及び日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載を予定しております。

記

#### 1. 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

令和3年2月10日に開催された中医協で新医薬品(注射薬1成分1品目及び外用薬2成分1品目)を薬価基準に収載することが了承され、今般、薬価基準の別表に第13部追補(9)として収載された。

また、関連する留意事項として以下のとおり示された。

#### (1) ラスビック点滴静注キット 150mg

本製剤の重要な基本的注意において、「本剤の使用にあたっては、耐性菌の発現等を防ぐため、原則として感受性を確認し、疾病の治療上必要な最小限の期間の投与にとどめること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。

(2) テリルジー200 エリプタ 14 吸入用及び同エリプタ 30 吸入用本製剤は、既に薬価収載後 1 年以上を経過しているテリルジー100 エリプタ 14 吸入用及び同エリプタ 30 吸入用(以下「既収載品」という。)と有効成分が同一であり、今般、既収載品において気管支喘息(吸入ステロイド剤、長時間作用性吸入抗コリン剤及び長時間作用性吸入 β 2 刺激剤の併用が必要な場合)に係る効能・効果及び用法・用量が追加されたことに合わせ、当該用法・用量に必要となる製剤として承認された医薬品である

ことから、掲示事項等告示第 10 第2号(一)に規定する新医薬品に係る投薬期間制限(14 日間を限度とする。) は適用されないものであること。

#### (添付資料)

- 1. 官報(令3.2.17 号外第35抜粋)
- 2. 使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正等について (令3.2.17 保医発0217第2号 厚生労働省保険局医療課長)
- 3. 新医薬品一覧表(令和3年2月18日収載予定 中医協総会資料(総-2抜粋))

ĮШ

(傍線部分は改正部分)

	叔	띰	級					投	띰	温
別表						別表				
第1部~第12部 (略)						第1部~第12部	(略)			
	第13部	追	補 (9)			(新設)				
	注	射	薬							
品		<u>名</u>	規格	単 位	<u>薬 価</u>					
					<u>円</u>					
<u>(6)</u>										
ラスビック点滴静注キ	-ット150mg		<u>150mg 1 キッ</u>	,卜(希釈液	4,034					
				<u>付)</u>						
	外	用	薬							
<u>品</u>		<u>名</u>	規格	単 位	<u>薬 価</u>					
					<u>円</u>					
<u>(T)</u>										
テリルジー200エリプ				入1キット	4,764.50					
テリルジー200エリプタ	夕30吸入用		30吸	入1キット	10,098.90					

地方厚生(支)局医療課長 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部)長 和道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長

厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正等について

使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。)が令和3年厚生労働省告示第45号をもって改正され、令和3年2月18日から適用することとされたところですが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

- 1 薬価基準の一部改正について
  - (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年 法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。)の規定に基づき製造販売承 認され、薬価基準への収載希望があった医薬品(注射薬1品目及び外用薬2品目) について、薬価基準の別表に収載したものであること。
  - (2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内 用 薬	注射薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	9,083	3,585	2,183	2 8	14,879

#### 2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

#### (1) ラスビック点滴静注キット 150mg

本製剤の重要な基本的注意において、「本剤の使用にあたっては、耐性菌の発現等 を防ぐため、原則として感受性を確認し、疾病の治療上必要な最小限の期間の投与 にとどめること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。

### (2) テリルジー200 エリプタ 14 吸入用及び同エリプタ 30 吸入用

本製剤は、既に薬価収載後1年以上を経過しているテリルジー100 エリプタ14 吸入用及び同エリプタ30 吸入用(以下「既収載品」という。)と有効成分が同一であり、今般、既収載品において気管支喘息(吸入ステロイド剤、長時間作用性吸入抗コリン剤及び長時間作用性吸入 2刺激剤の併用が必要な場合)に係る効能・効果及び用法・用量が追加されたことに合わせ、当該用法・用量に必要となる製剤として承認された医薬品であることから、掲示事項等告示第10第2号(一)に規定する新医薬品に係る投薬期間制限(14日間を限度とする。)は適用されないものであること。

## (参考)

#### 薬価基準告示

	Νο	薬価基準名	成分名	規格単位	薬 価 (円)
	注射薬	ラスピック点滴静注キット150mg	ラスクフロキサシン塩酸塩	150mg 1 キット(希釈液付)	4,034
	外用薬	テリルジー200エリプタ14吸入用	フルチカゾンフランカルボン酸エステル/ウメク リジニウム臭化物/ピランテロールトリフェニル 酢酸塩	14吸入 1 キット	4,764.50
;	外用薬	テリルジー200エリプタ30吸入用	フルチカゾンフランカルポン酸エステル/ウメク リジニウム臭化物/ピランテロールトリフェニル 酢酸塩	30吸入 1 キット	10,098.90

# 新医薬品一覧表(令和3年2月18日収載予定)

中医協 総 - 2 3 . 2 . 10

No.	銘柄名	規格単位	会社名	成分名	承認区分	算定薬価	算定方式	補正加算等		薬効分類	ページ
1		14吸入1キット 30吸入1キット	(株)	フルチカゾンフランカルボン酸エステル/ウメクリジニウム臭化物/ピランテロールトリフェニル酢酸塩		4,764.50円 10,098.90円	規格間調整	費用対効果評価(H5)	(I 外229 扩	その他の呼吸器官用薬(気管支喘息 吸入ステロイド剤、長時間作用性吸入 亢コリン剤及び長時間作用性吸入 2 刺激剤の併用が必要な場合)用薬)	2
2	ラスピック点滴静注キット150mg	150mg1キット(希釈液 付)	杏林製薬(株)	ラスクフロキサシン塩酸塩	新投与経路医薬品	4,034円	類似薬効比較方式()			合成抗菌剤(肺炎、肺膿瘍、慢性呼 及器病変の二次感染用薬)	4

	品目数	成分数
内用薬	0	0
注射導	1	1
外用導	2	1
計	3	2